



平成32年4月1日から始まります

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物情報を公表するものです。

### 【 公表対象となる建物 】

百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設等の不特定多数のものが出入りするもの。

### 【 重大違反となる消防用設備等 】

#### 自動火災報知設備



#### 屋内消火栓設備



#### スプリンクラー設備



義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備）が設置されていない場合。

違反対象物情報は津山圏域消防組合消防本部の

ホームページで公表されます。



お問い合わせ先

津山圏域消防組合消防本部  
予防課 予防違反是正係  
TEL0868-31-1262